

## 鏡野町キックオフ事業(経済・生活支援事業)

# 鏡野町持続化給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受ける本町の事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧として事業全般に広く使える給付金を給付します。

また、国の持続化給付金の給付を受けた方で上限に達した事業者に対して上乗せ給付をします。

### 対象者

町内に事業所のある中小企業等を対象とし医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

また、町内に住所を有するフリーランスを含む個人事業者が広く対象となります。

### 対象要件

○いずれかの売上減少が要件になります。

- ①2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%から50%未満減少した月があること。
- ②国の持続化給付金の給付を受けた事業者(上乗せ給付)  
(前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること)

### 給付額

中小法人等は100万円まで

個人事業者等は50万円まで

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

○給付額の算定方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲20%月の売上×12ヶ月)

※50%以上売上減少がある場合は、国の持続化給付金の給付を受け、その差額分が給付額となります。

### 申請期間

給付金の申請期間は令和2年6月8日から令和3年3月31日まで

申請手続きの詳細につきましては  
鏡野町ホームページをご覧ください。

**お問い合わせ先** 鏡野町産業観光課 担当:山田 電話(0868)54-2987

完全予約制で申請を受付いたします。事前に電話予約してお越し下さい。

## 特別定額給付金(10万円給付金)の申請をお忘れなく

5月中旬に鏡野町から町内の全世帯へ特別定額給付金の申請書を郵送しております。提出期限は8月12日(水)となっておりますので、郵送または役場窓口への提出をお願いいたします。

- 【提出書類】**
- 特別定額給付金申請書
  - 本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証など)
  - 振込先金融機関口座の写し

**【提出先】** 鏡野町役場総合政策室 または 各振興センター

期限後に提出された場合は、いかなる場合も特別定額給付金の支払いはできませんので、ご注意ください。

**お問い合わせ先** 鏡野町総合政策室 特別定額給付金係  
〒708-0392 鏡野町竹田660  
電話(0868)54-2983 FAX(0868)54-2988